

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の開示請求

異議申立人は、平成14年10月25日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）による改正前の奈良県情報公開条例（以下「旧条例」という。）第5条の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「国道168号バイパス生駒市内用地取得にかかる、支払関係書類、売買契約書、図面類、地積測量図、契約付属書類一切」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成14年12月20日、実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、「県による直接買収における支出負担行為決議書、事業執行伺書、支出命令書及び添付書類（住民票、印鑑登録証明書、登記簿謄本、法人登記簿、位置図、平面図、丈量図、不動産鑑定評価書、宅地価格評定表、宅地価格比準総括表、事例カード、土地調査表、建物等補償報告書、現場写真、契約調書、請求書、契約書、土木事務所長から土木部長への進達文（協議・契約締結・支払））、土地開発公社による用地先行取得における契約締結等伺書、支払依頼伺書及び添付書類（住民票、印鑑登録証明書、登記簿謄本、法人登記簿、位置図、平面図、丈量図、不動産鑑定評価書、宅地価格評定表、宅地価格比準総括表、事例カード、土地調査表、建物等補償報告書、現場写真、契約調書、請求書、契約書（県と公社・公社と地権者）、土木事務所長から土木部長への進達文（協議）、公社から土木部長への通知文）」（以下「本件公文書」という。）を特定した上で、本件公文書のうち、次の「（1）開示しないことと決定した部分」を除いて開示する旨の公文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、次の「（2）開示しない理由」を付して、異議申立人に通知した。

（1） 開示しないことと決定した部分

a 契約の対象地が個人所有の場合における

対象者の住所（大字名以下）及び氏名、印影、住民票、印鑑登録証明書、（相続関係説明図）、土地の所在地（小字名以下）、地番及び公簿地積、登記簿謄本、法務局受付番号、金融機関名、支店名、預金種別及び口座番号等、対象者の取引金融機関に関する情報、位置図、平面図、丈量図、買収単価、

補償額積算単価、買収金額、補償金額、建物の構造並びに工作物の内容等、個人が所有する補償対象物件に関する情報等、委任状

b 契約の対象地が法人所有の場合における

土地の所在地（小字名以下）、地番及び公簿地積、法人の議事録、金融機関名、支店名、預金種別及び口座番号等、対象者の取引金融機関に関する情報、登記簿謄本、位置図、平面図、丈量図、買収単価、補償額積算単価、買収金額、補償金額、建物の構造並びに工作物の内容等、法人が所有する補償対象物件に関する情報等

c 不動産鑑定評価書、宅地価格評定表、宅地価格比準総括表、事例カード、土地調査表、建物等補償報告書等

（ただし、表題、項目、路線名・事業名、対象地面積・住所（市町村大字）、調査・作成者名及び調査年月日を除く）

（２） 開示しない理由

a 旧条例 第 10 条第 2 号及び第 8 号に該当

個人若しくは資産等個人の財産に係る個人情報であって、特定の個人が識別されるとともに、開示することにより相手方との信頼関係が損なわれ、今後の情報収集や相手方の理解協力を得ることが困難になると認められ、将来の同種の事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。

b 旧条例 第 10 条第 3 号及び第 8 号に該当

事業者の内部管理に関する情報であるとともに、開示することにより相手方との信頼関係が損なわれ、今後の情報収集や相手方の理解協力を得ることが困難になると認められ、将来の同種の事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。

c 旧条例 第 10 条第 7 号及び第 8 号に該当

買収単価又は補償金額を決定するための意思形成過程に係る情報であり、これを開示することにより事務事業の意思形成に支障が生ずるおそれがあるとともに、将来の同種の事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 15 年 1 月 16 日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

4 諮問

平成 15 年 2 月 4 日、実施機関は、旧条例第 13 条第 1 項の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

ただし、実施機関は平成15年6月24日付けで、前記2(1)a中「相続関係説明図」及び「委任状」、同b中「法人の議事録」、「補償額積算単価」、「補償金額」、「建物の構造並びに工作物の内容等」及び「法人が所有する補償対象物件に関する情報等」に係る諮問を取り下げた(取り下げ後の諮問事案を、以下「本件事案」という。)

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件決定の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書において主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。なお、異議申立人から意見書の提出及び口頭意見陳述はなかった。

(1) 異議申立ての趣旨

非公開とした処分を取り消すこと。

(2) 異議申立ての理由

違法である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

1 旧条例第10条第2号の該当性について

第2 2(1)aについて(契約対象地が個人所有の場合)

本件公文書は、国道168号バイパスに関する用地取得につき、その契約が成立したのに関して、起業者である実施機関が作成、取得した一連の書類であり、用地売買契約書、適正な補償を行うために実施機関が実施した土地や建物等の調査・評価に関する書類、並びに請求書等の支出関係資料などで構成されている。

そのうち、最も重要な書類である用地売買契約書は、対象地の所在、数量、所有者の住所及び氏名、当該資産に対する評価、用地の引き渡し方法や補償金の支払い方法等、任意の用地買収交渉において、地権者と起業者の双方が合意した契約内容を示しているものであって、全体として、地権者の資産売却に関する個人情報に該当する。そして、本件非開示部分のうち、相手方の住所、氏名、印影、地番等の土地の所在地に関する情報、買収金額、補償金額は、すべて当該契約書に記載されていたもの、もしくは、支出関係書類等に転記したものであって、これらは特定の個人の資産に関する情報である。

また、契約書の添付資料である住民票や印鑑登録証明書は、特定の地権者が識別

される情報であるとともに、位置図、平面図、地番、登記簿謄本、法務局受付番号等は、それ自身で、若しくは住宅地図や登記簿謄本等、他の情報と結びつけることにより、地権者を特定することができる情報である。

なお、買収単価、補償額積算単価、丈量図並びに建物の構造及び工作物の内容等、個人が所有する補償対象物件に関する情報は、起業者が適正な補償を行うために地権者の協力を得てその所有する資産の内部に立入り、その詳細な内容を調査し、その評価をあらわしたものであって、特定の個人の資産の詳細な情報に該当するとともに、金融機関名、支店名、預金種別及び口座番号等対象者の取引金融機関に関する情報は、地権者に対する補償金の振込先口座の情報であって、特定の個人の資産に関する情報である。

また、これらの情報は、法令等の規定により何人でも閲覧することができる情報ではなく、また、公表することを目的として実施機関が作成し取得した情報であるとも、開示することが公益上必要であるとも認められないので、同号ただし書のいずれにも該当しない。

よって、これらの情報は旧条例第10条第2号に該当すると判断する。

2 旧条例第10条第3号の該当性について

第2 2(1)bについて(契約対象地が法人所有の場合)

これらの情報は、事業者の内部管理に関する情報であって、開示することにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位・社会的信用その他正当な利益が損なわれると認められるものである。

また、これらの情報は、開示することが公益上必要であるとも認められないので、同号ただし書のいずれにも該当しない。

よって、これらの情報は旧条例第10条第3号に該当すると判断する。

3 旧条例第10条第7号の該当性について

第2 2(1)cについて(不動産鑑定書等意思形成過程情報について)

これらは、土地買収金額・建物等補償金額を決定するための内部の意思形成過程にかかる情報である。土地単価の決定は、不動産鑑定評価等による基準値を設定し、その単価を元に土地の形状・環境・交通条件等を比較する「比準」を行い、時点修正により買収対象地の単価を算定する。

不動産鑑定評価は、専門の鑑定業者に依頼して業者に土地の評価を行わせるものであるため、評価書そのものが意思形成過程の性格を含んでいる。鑑定評価による基準地価格は、あくまでも買収対象地の土地単価を決定するまでの一段階にある情報であり、起業者として意思形成過程にある情報である。

比準・時点修正は、土地単価を決定する際に用いられている。比準の数値は、基準値と比較しての優劣を示すものであり、時点修正とは、地価公示又は地価調査の変動率を月割したものをを用いて、基準値の評価時点と対象地の買収時点の調整を行うものである。周辺の土地単価が概ねわかれば買収対象地の土地単価が推定できる

ことになるものである。また、これらの数値は、買収対象地の土地単価を決定するための一段階にある情報であり、土地単価につながるものである以上、上記の不動産鑑定評価と同様に、開示することで周辺土地価格に多大な影響を与えることが考えられる。

建物等の移転補償に係る情報については、対象となる建物等の構造・資材の種類・数量等詳細にわたって調査する必要がある。ここで得た資料をもとに、各資材の単価から積算して補償額を算定することとなる。建物等補償報告書等は、基礎工事から詳細に分けて補償基準に基づいて各資材や人夫等の単価を求め、必要数量を計算したもの等全てを示したものである。当該建物等の補償金額を決定するための一段階にある情報であり、補償単価・補償金額に直接つながるものである以上、開示すれば誤解や混乱を招き、将来の同種の事務事業に係る意思形成において、著しい支障が生ずるおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は旧条例第10条第7号に該当すると判断する。

4 旧条例第10条第8号の該当性について

第2 2(1)abcについて(事業執行過程情報について)

用地買収事務は、契約関係者である土地所有者等と協議を重ねながら進められるもので、土地所有者等との信頼関係、協力関係を維持し、任意の協力関係を得て、初めて成立する事務であり、交渉内容や交渉結果は公表しないことを前提として実施されている。

本件用地買収事務においても、同様に実施機関と土地所有者との信頼、協力関係をもとに、取得単価・価格等については公表しないことを前提とし、土地所有者もこれを信じて買収契約に応じたものである。このような関係であるにもかかわらず、交渉内容や交渉結果を事後に一方的に公表することになれば、当事者間の信頼関係、協力関係が損なわれ、ひいては県に対する不信感を募らせることになり、交渉の拒否や非協力といった事態を招くことも予想され、今後の用地交渉事務に著しい支障が生ずるおそれがある。

したがって、これらの情報は「関係当事者間の信頼関係若しくは協力関係が損なわれるもの」と判断する。

次に、本件事業は、既に一部供用開始された部分はあるが、なお未買収を残しており、用地買収手続が継続中であるとともに、また、近隣においても、他事業において同種の用地買収が進められている。一方、土地の価格は、それぞれの土地の所在地、道路との接近状況、公共交通機関を利用するに当たっての利便性、土地の面積・形状・間口・奥行き、付近の土地の利用状況及び取引状況等の諸要因によって、各土地ごとに異なるものであり、たとえ同一の土地であっても、評価の時点によって左右されるものであることは事実である。

このような中で、既買収地の取得単価及び価格等が明らかになると、未買収地の土地所有者が、自己の所有地と既買収地の画地条件の違い、評価時期の違い等を正しく認識せずに、既買収地の買収価格を前提として自己に有利な価格を想定することがありうる。このような場合、適正な買収価格を提示したとしても、未買収地の

土地所有者が自己の想定した有利な価格に固執することにより、実施機関の用地買収事務の円滑な執行に著しい支障が生じるおそれがある。

また、これらの情報が明らかになると、実施機関が行う用地買収手続きを伴う同種の公共事業において、取得価格等、自己の私的経済活動に係る情報を開示されることを恐れて、用地買収に応じないといった者も現れることが予想され、以後の実施機関が行う用地買収手続きを伴う他の同種の公共事業の円滑な執行に著しい支障が生ずることになる。

したがって、これらの情報は「当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるもの」に該当する。

よって、これらの情報は旧条例第10条第8号に該当すると判断する。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

旧条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の公文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この公文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、第10条の規定が置かれていることから明らかなように、この権利と請求された公文書に情報が記録されている個人又は法人その他の団体の権利利益及び公益との調和を図る必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件公文書が、第10条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 契約の対象地が個人所有の場合における対象者の住所（大字名以下）及び氏名、印影、住民票、印鑑登録証明書、土地の所在地（小字名以下）、地番及び公簿地積、登記簿謄本、法務局受付番号、金融機関名、支店名、預金種別及び口座番号等、対象者の取引金融機関に関する情報、位置図、平面図、丈量図、買収単価、補償額積算単価、買収金額、補償金額、建物の構造並びに工作物の内容等、個人が所有する補償対象物件に関する情報等の旧条例第10条第2号該当性について

（1）旧条例第10条第2号本文について

旧条例第10条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に該当する情報が記録されている公文書については、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限保護するため、実施機関は、当該情報が記録された公文書の開示をしないことができると規定しており、広く個人に関する情報について、特定の個人が識別され得る情報を非開示としている。

すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、信仰、職業、資格、学歴、収入、資産等、個人に関する一切の情報をいい、「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」とは、特定の個人が明らかに識別され、又は識別され得る可能性がある場合をいうものである。

本件土地売買契約書には、県と土地売買の契約を締結した当該土地所有者個人の住所及び氏名が記載されており、土地売買契約書全体が契約の相手方個人の資産売却に関する個人情報構成していることから、本件土地売買契約書中の情報である土地所有者の住所、氏名及び印影、土地の所在地、地番、公簿地積並びに買収金額、補償金額は、本号本文に該当する情報であると認められる。

また、買収単価は本件公文書において別途開示されている実測面積と掛け合わせるにより買収金額を、補償額積算単価はそれらを合算することにより補償金額を表示することとなるため、本号本文に該当する情報であると認められる。

住民票、印鑑登録証明書は、住民基本台帳法及び各市町村条例に基づいて交付される証明書であることから、また、登記簿謄本及びその法務局受付番号は、個人が所有する土地等の所有権に関して不動産登記法に基づき制度化されている情報であり、個人の財産に関する情報として、いずれも特定の個人が識別される情報であると認められる。

金融機関名、支店名、預金種別及び口座番号等、対象者の取引金融機関に関する情報は、個人の財産に関する情報として、特定の個人が識別される情報であると認められる。

さらに、当該土地の位置図、平面図、丈量図、建物の構造並びに工作物の内容等又は個人が所有する補償対象物件に関する情報等については、対象物件が明示されており、土地の形状や建物・工作物の外観や内部構造及び周辺の状況が記録されており、これらは、個人の資産等財産状況に関する情報を含み、これらを住宅地図や登記簿等他の情報と照合することにより、対象者である特定の個人が識別される情報であると認められる。

(2) 旧条例第10条第2号ただし書について

本号ただし書は、「ア、法令等の規定により何人でも閲覧することができる情報」「イ、公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」「ウ、法令等の規定による許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの」のいずれかに該当する情報については、開示できると定めている。

まず、ただし書アの該当性について、登記簿関連情報である土地所有者（契約の相手方）の住所及び氏名、土地の所在地並びに公簿面積を除いてはこれに当たらないことは明らかであるが、土地所有者の住所及び氏名、土地の所在地並びに公簿面積が何人でも閲覧可能な土地登記簿の情報に当たるのかどうかという問題がある。

土地売買契約書とは、土地の譲渡に係る契約当事者間の権利義務の内容が記載された文書であり、全体として契約当事者の個人識別情報を構成しているところ、土

地登記簿の情報は、土地取引の安全を確保するためその限度において一定の情報が公示されているものであり、両者の情報の性格は異なるものである。よって、本件土地売買契約書中の契約の相手方の住所及び氏名、本件土地の所在地並びに公簿面積が、ただし書アに該当する情報であるとは認められない。

次に、ただし書イであるが、本件公文書には、土地所有者の住所、氏名及び印影、土地の所在地、公簿面積並びに買収金額等の情報が記録されており、全体として契約の相手方個人の財産の状況に関する情報を構成しているところ、これらの情報について、契約の相手方が公表されることを了承し、又は公表されることを前提として提供した情報ではないし、公にすることが慣行となっている情報とも認められない。よって、いずれの情報についても、公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報ということとはできない。

最後に、ただし書ウは、法令等の規定に基づく行政上の手続において、実施機関が作成し、若しくは取得した情報又は任意に提出された個人情報の中には、個人の生命、身体、財産等の保護その他公共の安全のため、公にすることが公益上必要と認められる情報があり、これらの情報が記録された公文書は、開示できると定めている。本件公文書は、県が任意買収に伴い取得した又は作成した文書であるところ、社会通念からすれば、これらの情報を公開することにより害されるおそれのある土地所有者の権利利益よりも、個人の生命、身体、財産等を保護する公益性が優越するということは通常認められないし、異議申立人からもこれらの情報を公開しなければ、個人の生命、身体、財産等を侵害するおそれがあるとの具体的な主張もなく、ただし書ウに該当する情報とは認められない。

(3) まとめ

よって、これらの非開示情報については、旧条例第10条第2号に該当するものと判断する。

2 契約の対象地が法人所有の場合における土地の所在地（小字名以下）、地番及び公簿地積、金融機関名、支店名、預金種別及び口座番号等、対象者の取引金融機関に関する情報、登記簿謄本、位置図、平面図、丈量図、買収単価、買収金額の旧条例第10条第3号該当性について

旧条例第10条第3号本文は、「法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位、社会的信用その他正当な利益が損なわれると認められるもの」に該当する情報が記録されている公文書については、法人等及び事業を営む個人（以下「事業者」という。）の事業活動の自由を原則として保障しようとする趣旨から、実施機関は当該情報が記録された公文書の開示をしないことができると規定している。したがって、本号本文に該当するためには、本文の「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であること及び「開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位、社会的信用その他正当な

利益が損なわれると認められるもの」に該当することが必要である。

実施機関は、本号に該当するとして、これらの情報を非開示としているので、これについて以下検討する。

(1) 旧条例第10条第3号本文について

これらの情報は、本件法人が本件土地の買収の対価として実施機関から受領した金額や財産に関する情報であり、実施機関との交渉に基づき決定されたもので、本件法人の財産処分、収入等に関する情報として事業に関する情報であると認められるので本号本文に該当する。

これらは、本件法人が事業活動を行う上で重要な財産等の内部管理に関する情報であり、本件法人が積極的に公表しているとも、一般に広く知られているとも認められないので、これをその法人の意思と無関係に開示すれば本件法人の正当な利益が損なわれると認められるので本号本文後段に該当する。

(2) 旧条例第10条第3号ただし書について

本号ただし書についてであるが、これらの情報は、本件法人が事業活動を行う上での重要な経理等の内部管理に関する情報であり、人の生命、身体、財産又は生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報ではないし、また、開示することが公益上必要であると認められる情報にも当たらないことは明白であり、本号ただし書きのいずれにも該当しない。

(3) まとめ

よって、これらの非開示情報は、旧条例第10条第3号に該当する情報と判断する。

3 不動産鑑定評価書、宅地価格評定表、宅地価格比準総括表、事例カード、土地調査表、建物等補償報告書等（ただし、表題、項目、路線名・事業名、対象地面積・住所（市町村大字）、調査・作成者名及び調査年月日を除く）の旧条例第10条第7号該当性について

旧条例第10条第7号は、「県又は国等の事務事業に係る意思形成過程において、県の機関内部若しくは機関相互間又は県と国等との間における審議、協議、検討、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるもの」に該当する情報が記録されている公文書については、実施機関は当該公文書の開示をしないことができると規定している。

(1) 旧条例第10条第7号前段の該当性について

一般的に土地買収単価の決定は、不動産鑑定評価等による基準地を設定し、その単価をもとに、土地の形状、交通条件等の比較を行い、時点修正により買収対象地の単価を算定することにより行われている。

また、補償金額の算定についても、所定の損失補償基準に基づいて、その基礎と

なる詳細な情報を評価することによって算定されている。

よってこれらの非開示情報は、実施機関が土地買収金額や建物等補償金額を決定する意思形成過程において作成、取得した詳細な情報であって、実施機関の内部における協議、検討等に関する情報であり本号前段に該当する。

(2) 旧条例第10条第7号後段の該当性について

これらの非開示情報はいずれも県の用地買収事務に係る意思形成過程において、作成され、又は取得した情報であり、最終的な土地買収金額、建物等補償金額を決定するための一段階にある情報である。

従って、これらを開示すれば、特定の事例に係る開示内容から、買収金額や補償金額の算出方法について、様々な憶測がなされ、不動産鑑定士の土地鑑定や実施機関の買収金額等の算出過程に様々な影響を及ぼすおそれがある。

特に、用地買収事務は、各種の事業において広範囲にわたり継続反復して行われていることに鑑み、これらの情報が詳細にわたることに着目すれば、基準地や対象地の土地や建物の所有者等から買収金額や補償金額の算出に必要な資料等を得ることが困難になるおそれも認められる。その結果、将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じるおそれがあると認められる。

(3) まとめ

よって、これらの非開示情報は、旧条例第10条第7号に該当する情報と判断する。

4 結 論

本件事案の審理に際し、当審査会は、審査対象情報について下級審において結論の異なる判決が種々存在することに留意し、本県の同種案件の答申を重視して、その理由に相当性を認めつつ慎重に結論を導いた。

よって、以上の事実及び理由により、旧条例第10条第8号該当性を判断するまでもなく、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は別紙のとおりである。

(別紙)

審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成15年 2月 4日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成15年 3月 7日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成15年 7月 2日 (第75回審査会)	・ 実施機関から非開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成15年 7月30日 (第76回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成15年 9月 3日 (第77回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成15年10月 1日 (第78回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成15年11月 5日 (第79回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成15年12月 3日 (第80回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成16年 1月 7日 (第81回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成16年 2月 4日 (第82回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成16年 3月 3日 (第83回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成16年 3月29日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

奈良県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いけだ としお 池田 敏雄	関西大学教授（行政法）	会 長
さとう こういち 佐藤 公一	弁 護 士	会 長 代 理
さわにし やすちか 澤西 康允	元産業経済新聞大阪本社奈良支局長	
まつむら けいこ 松村 佳子	奈良教育大学教授（理科教育）	
わたなべ まさる 渡辺 賢	帝塚山大学教授（行政法）	

(平成16年3月29日現在)